

4. 整備方針及び整備内容

4-1. 整備方針

バリアフリー化を実現する整備は、施設の新設や改善などを図るハード面での整備と、情報の提供や広報活動などによるソフト面での施策があります。これらを組み合わせる事で、バリアフリー化の具体化を進めることができます。

また、ハード面での整備には、「特定事業」と「その他の事業」があります。

特定事業を定めた場合、その特定事業を実施すべき事業者には、特定事業計画の策定とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

特定事業計画は事業者毎に、基本構想作成後概ね1年以内に作成することが望ましいと考えられています。

◇ハード面での整備◇

《特定事業》

特定事業とは、生活関連施設、生活関連経路などのバリアフリー化を具体化するためのものです。特定事業の内容は次のように定められています。

○公共交通特定事業

- ・ 特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーターなど）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更
- ・ 特定車両のバリアフリー化（低床化など）

○道路特定事業

- ・ 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道・案内標識など）の設置
- ・ バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道拡幅、路面構造の改善など）

○路外駐車場特定事業

- ・ 駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設の整備

○都市公園特定事業

- ・ バリアフリー化のために必要な特定公園施設（園路、ベンチなど）の整備

○建築物特定事業

- ・ 特別特定建築物のうちバリアフリー化のために必要な建築物特定施設（エレベーター、トイレなど）の整備

○交通安全特定事業

- ・ バリアフリー化に必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置
- ・ バリアフリー化のために必要な生活関連経路における違法駐車行為の防止

《その他事業》

その他事業とは、生活関連施設、生活関連経路などのバリアフリー化のうち、特定事業に該当しないものであり、以下のような事業が考えられます。

- 特定事業の対象とならない生活関連施設の整備
- 生活関連経路を構成する駅前広場、通路等の整備
- サイン、点字・音声案内版の充実
- その他

組み合わせ

◆ソフト面での施策◆

高齢者・障害者等の移動円滑化を実現するためには、ソフト面での施策展開が必要です。特に、バリアフリー化の重要性や高齢者・障害者等に対する理解を深め、行動につなげる「心のバリアフリー」の推進が大変重要です。

ソフト面での対策は、以下のような取り組みが考えられます。

- バリアフリー化についての、広報や啓発
- 学校や市民に対する「心のバリアフリー」などについての教育
- NPOやボランティア活動など市民活動への支援
- バリアフリーに関する情報提供
 - ・特定事業などに関する情報の開示
 - ・バリアフリーマップの作成
- その他

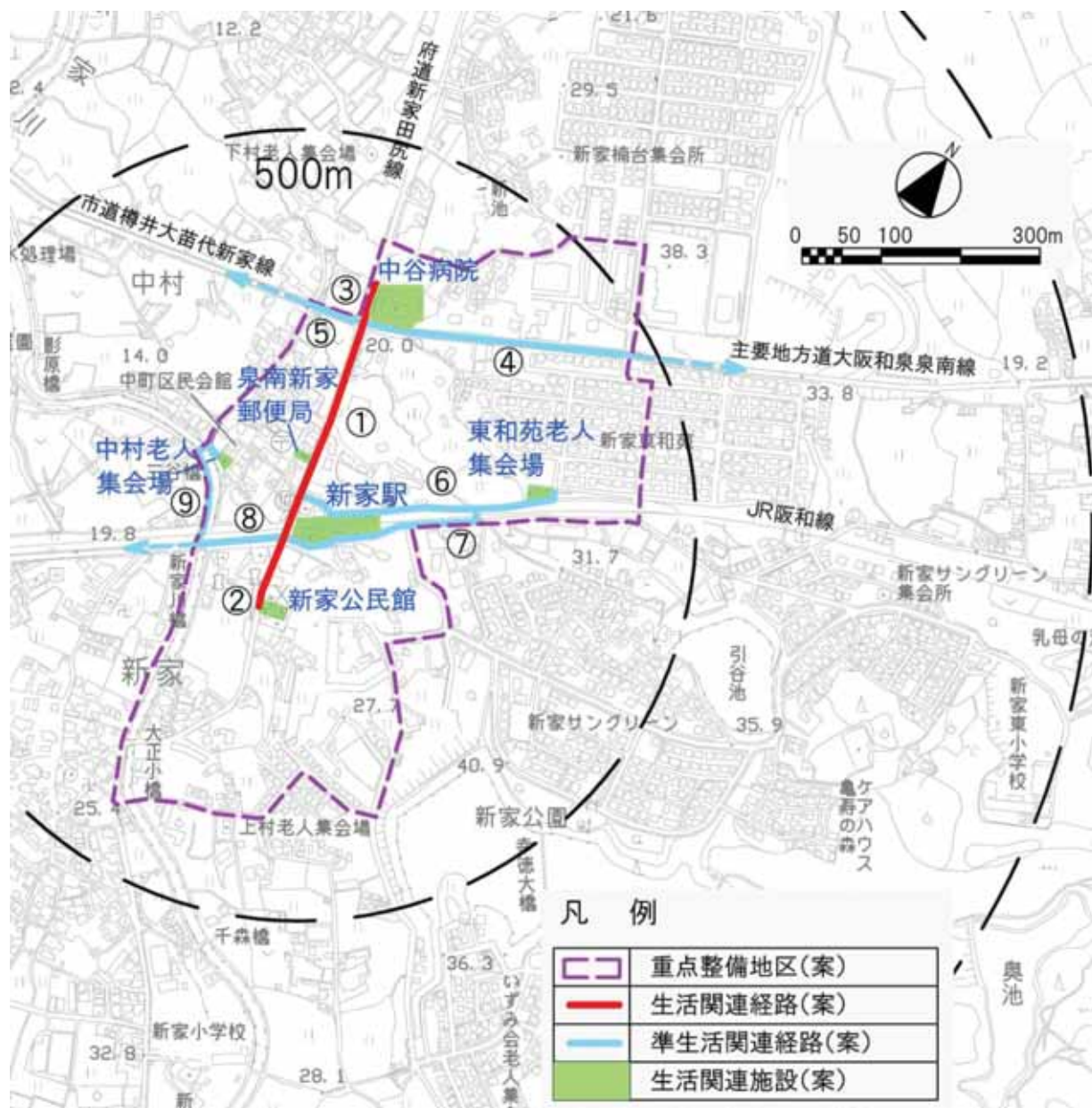
整備が概ね完了となる目標時期は、課題の緊急性や現地の状況、経済状況などを考慮し以下のように設定しました。

目標時期	
短期	平成 25 年（2013 年）度～平成 27 年（2015 年）度
中期	平成 28 年（2016 年）度～平成 32 年（2020 年）度
長期	平成 33 年（2021 年）度以降

4-2. 整備内容

生活関連施設、生活関連経路のバリアフリー化について、事業者毎に下記の内容で整備を行い、バリアフリー化の実現を図ります。

【新家駅周辺重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路】

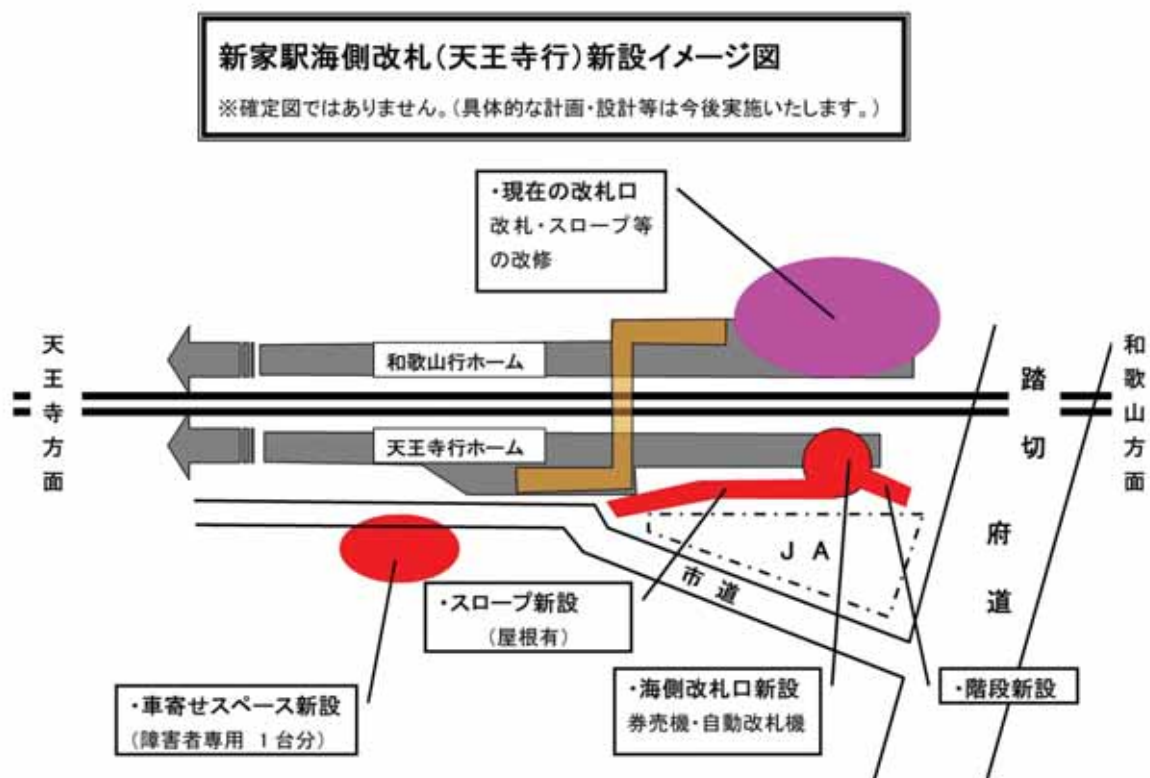


(1) 生活関連施設の整備計画

1. 新家駅（公共交通特定事業など）

箇所	整備目的	整備内容	事業 主体	整備目標			備考
				短期	中期	長期	
改札口 及び 券売機	移動円滑化 及び 利用円滑化	特 海側改札口の新設	J R	○			
		他 車いす対応の 券売機導入	J R			○	窓口有り
		特 車いす対応の 幅広自動改札機導入	J R	○			
		特 視覚障害者誘導用 ブロックの改修(JIS)	J R	○			
	情報の充実	他 情報提供装置導入	J R	整備済み			
		特 構内触知図案内板	J R	○			
階段 及び 通路	移動円滑化	特 スロープの改修 (勾配 1/12 以下)	J R	○			
		他 エレベーターの設置	J R			○	
		特 スロープ及び階段の 手すりの改修	J R	○			
	情報の充実	他 通行方向の明示	J R		○		利用動向 経過観察
		他 音による誘導	J R	○			鳥の囀り
ホーム	安全性向上	特 縁端警告用ブロック の内方線追加(JIS)	J R	○			取替え
	情報の充実	他 時刻表の改善 (見やすくする)	J R	LED 発車標にて対応			近々運用 開始
トイレ	情報の充実	他 音声案内装置の設置	J R	○			
待合室	休憩施設の充実	他 待合室の新設	J R			○	ホーム幅 の問題
新家南一 踏切	移動円滑化 及び安全性向上	他 歩行者用通路の改修	J R	○			補修は、 短期
						○	
案内機能 の向上	情報の充実	ソ 音声・貼り紙等による 緊急時の情報提供	J R	サービスの 向上に努める			マニユア ルにて対 処中
	安全性向上	ソ 緊急時の駅員等 による誘導	J R				
	利用円滑化	特 筆談具の設置・表示	J R				配備済み
駅海側の 整備	移動円滑化	他 新設改札口までの 経路・車寄せの整備	泉南市	○			JR は、 協力する

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策



2. バス（公共交通特定事業）

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	整備目標			備考
				短期	中期	長期	
バス車両	利用の円滑化	特 コミュニティバスを全てノンステップ型等のバリアフリー対応車両にする。	泉南市	対応済み			
バス停	情報の充実	ソ 時刻表、行き先案内版の改善	泉南市	随時対応			コミバスの課題

※整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

3. 駅前広場（その他事業）

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	整備目標			備考
				短期	中期	長期	
歩道	円滑な通行	他 舗装の修繕	泉南市	○			
	安全な通行	他 視覚障害者誘導用ブロック改善(JIS)	泉南市	○			短期で改札口付近
		× 音声案内式信号の設置	公安委員会		○		踏切との関係
バス停	休憩施設の充実	他 ベンチの設置	泉南市		○		
		他 屋根の設置	泉南市				スペース不足

※整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

4. 建築物特定事業

◎その他の生活関連施設

施設名		バリアフリー整備状況	今後の整備など
新家公民館	公共施設	未整備 バリアフリー化を行うには、建物の大幅な改造が必要	・当面は職員や周りの人の手助けで対応していきます。
中村老人集会場	公共施設	道路から出入口段差なし	・古い小規模な施設ですが、指定避難場所であり、可能な限りバリアフリー化を進めます。
東和苑老人集会場	公共施設	道路から出入口段差あり	・古い小規模な施設で、バリアフリー化が困難ですが、可能な限り整備を進めます。
中谷病院	民間施設	スロープ有、自動ドア有、エレベーター有、車椅子対応トイレ有	・職員の手助けで対応していただきます。
泉南新家郵便局	民間施設	道路から出入口段差なし 自動ドア有 (来客トイレなし)	・職員の手助けで対応していただきます。

* 大阪府福祉のまちづくり条例に則した施設の改善を図りバリアフリー化を促進するよう協力を求めています。

(2) 生活関連経路・準生活関連経路の整備計画

① 主要地方道大阪和泉泉南線（新家交差点～新家駅：約300m）（生活関連経路）

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	整備目標			備考
				短期	中期	長期	
歩道	歩き易い空間への改良 (円滑な通行) (安全な通行)	特 舗装面、段差等の改善	大阪府	○			
		特 側溝蓋等の改善	大阪府		○		
		他 電柱・標識等の移設	占有者 大阪府		○		
		他 車止め等の撤去、移設	大阪府	○			
		特 歩道未整備区間の歩行者空間の確保	大阪府			○	
		特 視覚障害者誘導用ブロックの整備	大阪府	連続設置について検討する。			
		他 転落防止柵の設置	大阪府	○			
		他 通行を阻害するものの撤去・移設	沿道の関係者	○			看板や植込み
新家交差点	安全な通行	特 音声案内式信号設置	公安委員会	歩道整備後の利用状況による			
		特 視覚障害者誘導用ブロックの整備	大阪府	○			
新家南一踏切	円滑な通行	他 踏切の和歌山側の歩道整備	大阪府			○	J R と検討、協議必要

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

② 市道新家駅宮線（新家駅～新家公民館：約90m）（生活関連経路）

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	整備目標			備考
				短期	中期	長期	
道路	歩き易い空間への改良 (円滑な通行) (安全な通行)	特 舗装面、段差等の改善	泉南市	○			
		側溝蓋等の改善	泉南市		○		
		特 路側線、路面標示等	泉南市	○			
		歩行者の安全確保 (路肩のカラー舗装や舗装材の変更等)	泉南市		○		
		特 歩道の設置	泉南市			○	用地買収が必要
		他 電柱・標識等の移設	占有者 泉南市		○		
		他 安全通行への啓発サインの設置	泉南市	○			飛び出し注意等

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

③ 府道新家田尻線（歩道未整備区間：約 50m）（生活関連経路）

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	整備目標			備考
				短期	中期	長期	
歩道	歩き易い空間への改良 (円滑な通行) (安全な通行)	特 歩道未整備区間の歩行者空間の確保	大阪府		○		用地買収が必要

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

④ 主要地方道大阪和泉泉南線（新家交差点～新家東交差点：約 340m）（準生活関連経路）

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	整備目標			備考
				短期	中期	長期	
歩道	歩き易い空間への改良 (円滑な通行) (安全な通行)	他 舗装面、段差等の改善	大阪府	○			
		他 側溝蓋等の改善	大阪府		○		
		他 電柱・標識等の移設	占用者 大阪府		○		
		他 車止め等の撤去・移設	大阪府	○			
	急勾配への対応	他 助合いサイン等の設置	泉南市	○			
		ソ 高齢者や車いす等への積極的な手助け	市民	継続的に実施			

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

⑤ 市道樽井大苗代新家線（新家交差点～新家駅筋バス停：約 70m）（準生活関連経路）

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	整備目標			備考
				短期	中期	長期	
歩道	歩き易い空間への改良 (円滑な通行) (安全な通行)	他 舗装面、段差等の改善	泉南市	○			
		他 側溝蓋等の改善	泉南市		○		
	バスの円滑利用	他 バス停付近の整備	泉南市	○			

* 整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

⑥ 市道中村中線（主要地方道大阪和泉泉南線～東和苑老人集会場方面：約 340m）

（準生活関連経路）

箇所	整備目的	整備内容	事業 主体	整備目標			備考
				短期	中期	長期	
道路	歩き易い 空間への改良 （円滑な通行） （安全な通行）	他 舗装面、段差等の改善	泉南市	○			
		側溝蓋等の改善	泉南市		○		
		他 照明灯の増設	泉南市	優先順位を 決めて対応			
		他 安全通行への 啓発サインの設置	泉南市	○			
	新設改札口まで の移動円滑化	他 歩行者の安全確保 （路側線等）	泉南市	○			
		他 車寄せスペースの新設 （障害者専用 1 台分）	泉南市	○			

*整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

⑦ 市道新家駅兎田線（新家駅～市道中村中線：約 270m）（準生活関連経路）

箇所	整備目的	整備内容	事業 主体	整備目標			備考
				短期	中期	長期	
道路	歩き易い 空間への改良 （円滑な通行） （安全な通行）	他 歩道未整備区間の 歩行者空間の確保	泉南市			○	用地買収 が必要
		他 側溝蓋の改善	泉南市		○		
		他 路側線の改修	泉南市	○			
		他 照明灯の増設	泉南市	優先順位を 決めて対応			

*整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

⑧ 主要地方道大阪和泉泉南線（新家駅～新家川橋交差点：約100m）（準生活関連経路）

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	整備目標			備考
				短期	中期	長期	
歩道	歩き易い空間への改良 (円滑な通行) (安全な通行)	他 舗装面、段差等の改善	大阪府	○			
		他 側溝蓋等の改善	大阪府		○		
	急勾配への対応	他 助合いサイン等の設置	泉南市	○			
		ソ 高齢者や車いす等への積極的な手助け	市民	継続的に実施			

整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

⑨ 市道下村大口線（新家川橋交差点～中村老人集会場：約170m）（準生活関連経路）

箇所	整備目的	整備内容	事業主体	整備目標			備考
				短期	中期	長期	
道路	安全な通行	他 照明灯の増設	泉南市	優先順位を決めて対応			
		他 河川改修に伴う管理用道路整備	大阪府	○			

*整備内容…「特」特定事業、「他」その他事業、「ソ」ソフト施策

(3) 心のバリアフリーの推進

ハード面での整備やソフト面での施策を進める事で、移動等円滑化整備を具体的に進めることができます。

しかしながら、高齢者や障害者等支援を必要とされる方が自立した日常生活や社会生活を送るためには、社会全体で理解を深め、お互い支え合うことができる社会を実現していく必要があります。

そのためには、市民一人ひとりが、支援を必要とされる方の考えるバリアやどのような支援が必要であるかを理解するとともに、時には自分の行動がバリアになりえるということを認識し、バリアをなくす行動につなげる「心のバリアフリー」を推進することが重要です。

お互いが支え合うことができる社会実現のため、「心のバリアフリー」施策を推進していきます。

《理解を深めるための施策》

「一歩踏み出すための相互理解」

障害種別の特性を理解するとともに、相手の人格を尊重し、障害の有無にかかわらず、困っている人に進んで声をかけられる様、様々な活動を推進します。(資料4「障害種別の特性」58～63ページを参照して下さい。)

○バリアフリー教育の実施

・バリアフリー教育、当事者の状況の実体験 など

○職員、事業者などへのバリアフリー研修の充実

・障害種別の特性の理解、様々な支援が必要な方への対応方法の研修、緊急時における対応方法の徹底 など

○市民に対する学習機会の提供

・せんなん伝市メール(出前講座) バリアフリー基本構想などのパンフレット配布、ホームページの活用 など

○高齢者、障害者等と交流する機会の拡大

・バリアフリー整備に対する講演会 など

○高齢者、障害者等をサポートするNPO・ボランティアなどへの活動支援

・公共施設などの場所の提供、イベント開催時の支援 など

《バリアをつくらないための施策》

普段のなにげない行動からつくられるバリアをなくすための啓発活動を推進します。

○駐車マナーの向上

- ・ドライバーへの啓発、事業者への協力要請、駐車禁止の取り締まり強化 など
- ・各施設での身体障害者用駐車場の利用方法の啓発 など

○自動車の運転マナーの向上

- ・歩車分離がされていない道路でのスピード抑制の啓発、スピード違反の取り締まり強化 など

○自転車・二輪車の駐輪マナーの向上

- ・放置自転車の監視強化、視覚障害者誘導用ブロックへの駐輪禁止の徹底、事業者への協力要請 など

○自転車の運転マナーの向上

- ・スピードの出し過ぎなど自転車利用者に対する啓発 など
- ・小学生を対象とした自転車運転教室の実施 など

○歩行者空間の確保

- ・看板や自動販売機、商品などが歩道にはみ出さないよう事業者への啓発
- ・歩道にはみ出した植栽などの伐採の協力要請 など

《情報提供のための施策》

バリアをなくしていくための情報提供を推進します。

○市内への案内サイン設置の検討

○バリアフリーマップ作成の検討

これ以外にも様々な対策が考えられますので、支援が必要な方、支援を行う方がお互い声をかけやすい社会を実現していく事が大切です。